

令和 6 年度

入 札 (見 積) 経 過 (単位:円)

札幌市水道局

令和 6 年度

(単位：円)

札幌市水道局

入札（見積）結果調書

令和 6 年度

契 約 番 号	第52－21－00328号		
件 名	北区屯田地区ほか減圧弁点検整備業務 No.5－6 4 0 2		
入札(見積)年月日	令和 6年 8月 7日 午後 2時 00分		
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	3,740,000 円	主 管 課	52 北部配水管理課
	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000020700 (株) 森田鉄工所 北海道営業支店		

入 札 (見 積) 経 過 (単位：円)

指 名 (見 積) 業 者 名	入 札 (見 積) 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
(株) 森田鉄工所 北海道営業支店		3,400,000					決定
(備 考)							


a 0 6 5 2 2 1 0 0 3 2 8 a

業者特定理由書

下記の理由により見積業者を特定することといたしたい。

記

- 1 件 名 北区屯田地区ほか減圧弁点検整備業務 No.5-6402
- 2 業 者 名 株式会社 森田鉄工所 北海道営業支店
- 3 特定理由 当該業務は、配水区域内での適正水圧の提供を目的とし設置した減圧弁の不具合に対し、適正に作動するよう点検・整備を行うものである。また、減圧弁が故障した際は、お客様への給水に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、不具合が判明した場合は、速やかに分解整備（修理）を行わなければならない。緊急を要する点検に必要な交換部品を常に確保し迅速に対応することが求められる。
これらの減圧弁については、各製造業者独自の仕様となっているため、分解整備にあたっては、製造業者（製造業者から業務移管を受けた保守業者を含む）による高度な技術が必要で、交換部品も製造業者以外は保有していないことから、製造業者が点検・整備を行うことで継続した機能補償が担保される。
以上のことから、当該業務の確実な履行や緊急性に対応できるのは、製品の構造を熟知している製造業者しかいないことから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

令和 6 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により見積業者を特定することといたしたい。

記

- 1 件 名 北区麻生地区減圧弁点検整備業務 No.5-6401
- 2 業 者 名 札幌水材 株式会社
- 3 特定理由 当該業務は、配水区域内での適正水圧の提供を目的とし設置した減圧弁の不具合に対し、適正に作動するよう点検・整備を行うものである。また、減圧弁が故障した際は、お客様への給水に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、不具合が判明した場合は、速やかに分解整備（修理）を行わなければならない。緊急を要する点検に必要な交換部品を常に確保し迅速に対応することが求められる。
これらの減圧弁については、各製造業者独自の仕様となっているため、分解整備にあたっては、製造業者（製造業者から業務移管等を受けた保守業者及び代理店を含む）による高度な技術が必要で、交換部品も製造業者以外は保有していないことから、製造業者が点検・整備を行うことで継続した機能補償が担保される。
以上のことから、当該業務の確実な履行や緊急性に対応できるのは、製品の構造を熟知している製造業者であることに加えて、道内唯一の業者である、上記業者に特定することとしたい。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

入札（見積）結果調書

令和 6 年度

契 約 番 号	第15－21－00120号		
件 名	上下水道料金の電算処理に伴う印刷加工通信等業務		
入札(見積)年月日	令和 6年 8月 7日 午後 2時 00分		
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	下記単価に当該単価の100分の10に相当する額を加算した金額 (代表単価記載。その他は係数処理)	主 管 課	15 営業課
		最低制限価格	
工 種（業 種）	290 その他		円
落札(決定)業者	60000012940（株）H B A		

入 札（ 見 積 ） 経 過 (単位：円)

指 名（ 見 積 ） 業 者 名	入 札（ 見 積 ） 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
(株) H B A		29.70					決定
(備 考)							
【単価契約】							


a 0 6 1 5 2 1 0 0 1 2 0 a

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名

上下水道料金の電算処理に伴う印刷加工通信等業務

2 事業者名

株式会社H B A

3 特定理由

本業務は、水道使用者に送付する納入通知書や本局が業務に使用する帳票を作成及び配送するとともに、上下水道料金の口座振替に係るデータを金融機関と通信する業務である。帳票や口座振替に係るデータについては、上下水道料金オンラインシステム（以下「料金システム」という。）から連携され、本局と本業務受託者が保有するシステムとの間でデータの送受信を行う必要がある。

現在、料金システムの再構築を行っており、次期料金システムの稼働を令和6年10月中旬に予定しているが、現行料金システムも同月中は一定期間稼働することから、本業務受託者は現行料金システムと次期料金システムの2つに対応した体制を構築する必要がある。

上記業者は令和3年10月1日から令和6年10月31日までの現契約を受託しており、現行料金システムに対応した体制は既に構築済みで、本局の業務運用を正確に理解している。

また、次期料金システムでの帳票印刷やデータの通信が正常に実施されることを担保するため、現行料金システムが稼働している期間中に通信試験及び環境構築が必須であることから、「料金システム切替に伴う印刷加工通信試験及び環境構築業務」（契約期間：令和6年1月22日から令和6年3月31日まで）において、上記業者との間で通信試験等を実施済みである。

このような状況において、上記業者以外の者に委託した場合、料金システム切替後における帳票印刷及び口座振替に係るデータ通信の正常稼働に著しい支障が生じる恐れがある。

以上のことから、本業務受託者は現行料金システムと次期料金システムに対応できる体制を構築し、次期料金システムへの切替に向けた設定変更等に随時対応する必要があることから、1年間（契約期間：令和6年10月1日から令和7年10月31日まで）に限り、現行受託者である上記業者を特定する。

4 根拠規定

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

令和 6 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 西野・宮町浄水場計装設備点検業務
- 2 事業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社
- 3 特定理由 本業務の対象機器である計装設備は、浄水処理を行う際に、水量や水質などの必要な情報を計測し、制御用計算機（横河電機製）が計測情報を収集し、浄水処理の自動制御を行っている。

これらの計装設備の点検業務を行うには、制御用計算機システムを熟知していることと、対象設備の専門知識・技術力がなければ試験調整及び機能回復ができず、また、過去の保守データを保有していなければ、機器の劣化診断ができない。

上記業者は、対象設備の製造元である横河電機(株)の代理店に指定されている道内で唯一の業者であり、当該設備のシステムを熟知し、継続的に保守点検を行っている。

以上より、点検中において、計算機システムに影響を与えず、かつ点検機器の性能評価ができる上記業者以外では本業務を履行することができない。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第二号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準の一部改訂について（令和6年3月22日）」に定められる。